

半田小学校いじめ防止基本方針

つるぎ町立半田小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ☆ 人権尊重の精神にたち、子ども一人一人を大切にすることを教育活動を推進する
 - (1) 「子どもたち一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度が重要である。」ことを全教職員で共通理解し、全ての教育活動において人権尊重の精神にたった教育活動を行う。
 - (2) 道徳教育の充実に努め、豊かな情操や道徳心、自他の人格を尊重しあう態度等、心の通い合った人間関係を築こうとする態度を養う。
 - (3) 学級活動を核とする特別活動の充実に努め、望ましい集団活動を通して、集団の一員としてよりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ☆ いじめの未然防止・早期発見に取り組む
 - (1) いじめはどの子にも起こりうる、加害者にも被害者にもなり得るという事実を踏まえて、全教職員が組織的にいじめの未然防止に取り組む。
 - (2) 学校教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されない」との意識を児童一人一人に徹底するとともに、ささいな事象であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
 - (3) 児童生徒が相談しやすい環境づくりを図る。
 - (4) 子どもたちの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるよう、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - (5) 児童が主体となり「半田っ子いじめ防止子ども委員会」を組織し、自分たちの手でいじめをなくすために積極的に取り組む。
- ☆ いじめが起こった場合の適切で組織的な対応体制を構築する
 - (1) 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - (2) いじめと認められる事象のみならず、いじめにつながるかもしれないと懸念される些細な兆候も見逃さず、複数の教職員の協力体制の下、いじめを軽視したり隠ぺいすることなく、早期かつ積極的にいじめの認知に努める。
 - (3) いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
 - (4) いじめた児童には毅然とした対応と粘り強い指導を継続し、行為に対する十分な反省を促す。
 - (5) いじめる児童への指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関との適切な関係を図る。

2 いじめ防止等の対策の組織「学校いじめ防止対策委員会」

- (1) 組織の構成
全教職員をもって組織する。「学校いじめ防止対策委員会」は管理職・生徒指導主任・養護教諭・当該学級担任・教育相談担当教員・学校医等により構成する。
個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童との関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等との連携を図る。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。さらに、児童を主体とした「半田っ子いじめ防止子ども委員会」を組織し、児童自らがいじめを許さないという集団をつくる。
- (2) 組織の役割
- ① いじめ防止基本方針に基づく取り組みの計画を立案する。
 - ② 取り組みの検証を行い、修正案を立案する。
 - ③ 児童・保護者・教職員からのいじめの相談・通報・報告を受ける窓口となる。
 - ④ いじめ若しくはいじめの疑いのある事案や、児童の問題行動に関して収集した情報をもとに、組織的な対応の方針を決定する。
 - ⑤ 職員会議の場で、迅速な情報の共有を図り、指導や支援、保護者との連携の方針の決定と共通理解を行う。
 - ⑥ 「半田っ子いじめ防止子ども委員会」の活動を通して、学校全体でいじめを許さない、いじめをなくそうとする意識を高める。

3 教育相談体制

- (1) 教員児童及び保護者、さらには児童相互の望ましい人間関係を醸成する。
- (2) 児童の個人情報厳守し、「必ず自分を助けてくれる」という安心感や信頼感を醸成する。
- (3) 教育相談週間や教育相談日、アンケート等を定期的に設定・実施し、児童や保護者が気軽かつ直接的に相談できる体制を整備する。
- (4) 相談の内容によっては継続的な指導や、専門機関との連携を図る。
- (5) 広く教育相談が利用されるよう、多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育・指導場面
- ① 互いの存在を認め合い、人格を尊重し合う態度を育成する指導等『いじめは人間として絶対に許されない』という強い認識を学校教育活動全体を通じて児童に徹底する。
 - ・ 児童の不適切な言葉遣い・態度・遊び等への指導を徹底する。
 - ② 一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。
 - 授業について行けない焦りや劣等感の排除。
 - 自己有用感・自己肯定感の高揚を図ることができる指導の工夫。
 - 目標を設定し、克服することの経験を積み重ねる。
 - ③ 道徳教育・人権教育の充実。特別活動、体験的な活動の推進。
 - ・ 学級活動を核とした特別活動を充実し、児童の社会性を育成する。
 - ・ コミュニケーション能力を育成する。
 - ・ 学級活動、児童会活動等、児童自身の主体的な参画による、望ましい集団活動が行えるよう適切な指導・助言を行う。
 - ④ 規律正しく授業や行事に参加・活躍できる授業づくり・集団づくりに努め、児童の規範意識の醸成を図る。

- ⑤ ストレスに対して適切に対処できる力を育成する。
運動や読書で発散。誰かに相談。
 - ⑥ インターネットモラルを徹底する。
ネット情報の特性に関する学習，情報モラル教育の学習を行う。インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり，決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに，県がネットパトロールを実施していることやインターネット上の写真や文書は消去が困難であること，刑事罰や民事罰等が適用される場合があることも指導する。
 - ⑦ 児童を傷つけたり，いじめを助長しかねない教職員の言動を自戒する。
 - ⑧ いじめが解決したと認められる場合でも，見守りと指導を継続し，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。
 - ⑨ 児童が被災し，避難所に避難した場合でも，お互いが協力し合い，支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
 - ⑩ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため，地域や保護者と連携し，児童の行動や友好関係を把握し適切に対応する。
 - ⑪ 「半田っ子いじめ防止委員会」の活動を通して，学校全体でいじめをなくすために積極的に取り組む。
- (2) 家庭・地域社会との連携
- ① 「半田小学校いじめ防止基本方針」や「指導計画」をホームページ等で公表し，学期の始期，入学式等で児童，保護者や地域住民の理解を得られるよう努める。
 - ② 家庭や地域社会と連携し，いじめ問題の解決を進める姿勢を示すと共に，必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報共有を図る。
 - ③ P T Aや地域の関係団体と共に，いじめ問題について協議する機会を設定し，いじめの根絶に向けて，地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) あらゆる機会を通して，学校の取り組みや基本姿勢を全ての児童や保護者に対して明らかにし，児童や保護者が信頼・安心して相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教師用）」等を使用し，日常的にいじめの発見に努め，児童が発する危険信号を見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための調査を定期的実施するとともに，「個別面談」「日記や連絡帳の記述」等から，児童の悩みや対人関係の状況をきめ細かく把握し，いじめの認知については「学校いじめの対策組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては，教育相談担当教諭・養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター等，学校内の専門家との連携に努める。特に，けんかやふざけ合い，怪我等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い，児童の日常的な言葉や態度，遊び等に注意を払うと共に，気づいたことについては教職員の情報交換を密にする。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり，怪我をしていた場合は，必ずその理由を

確認し、保護者と連絡をとる。

- (7) いじめについての訴えや情報があった場合は、問題を軽視することなく、保護者や友人からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめの訴えや情報・兆候等があった場合、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握、必要な調査を行う。
- ② 「学校いじめ防止対策委員会」において、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童・いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人ひとりの役割分担を明確にし、組織的に対応すると共に、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守り抜く。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けることができるために必要な措置を講じる。
- ③ 複数教員による対応を行う。（児童、保護者との面談・家庭訪問）
- ④ 本人や保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する責任を明確にするとともに、十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる等、被害者と離す措置を講ずる。
- ③ いじめの背景を考え、再発防止に努める。
- ④ 保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、『いじめは人間として絶対に許されない』という意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

- (5) 教育委員会等への報告と連携
- ① いじめを認知した場合、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図ると共に、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
 - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、「阿波っ子スクールサポートチーム」や「学校問題解決支援チーム」、「スクールカウンセラー」の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - ② 生命または身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめにかかる情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- (7) いじめの解消状態
- 少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期的な期間を設定できる。
 - ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、校内研修計画（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。

8 重大事態への対応

- (1) いじめにより、児童の生命・心身、または財産に重大な被害が生じたり、相当期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認められる場合は、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告すると共に、市町村教育委員会と連携して対応する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取り組みの評価

- (1) いじめ問題への取り組みについて、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取り組み評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて、その期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかった場合、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

- 年間目標
- ・ 児童が明るく生き生きとした学校生活を送ることができるように自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進する。
 - ・ いじめの早期発見・早期対応及び、組織対応や関係機関との連携しての取組が行えるよう、職員研修等の充実を図るとともに年間計画に沿った着実な取組を推進する。

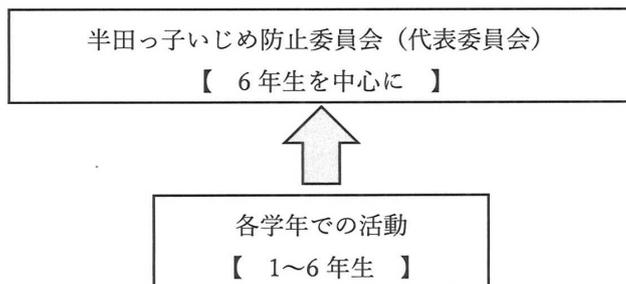
	内 容	対象者	担 当
4月	○学年始職員会議 ・基本方針，指導計画の確認 ○学校いじめ防止対策委員会 ・基本方針の共通理解及び情報交換 ○家庭訪問	○全教職員 ○学校いじめ防止委員会委員 ○保護者	○生徒指導主任 ○教頭 ○学級担任
5月	○生徒指導職員会議 ・児童理解及び情報交換 ○1年生を迎える会	○全教職員 ○全児童	○生徒指導主任 ○学級担任
6月	○学校運営協議会 ○チャレンジ習慣（児童の生活調査）	○学校運営協議会運営委員 ○全児童	○教頭 ○教務主任
7月	○PTA運営委員会 ○いじめの実態把握アンケート ○個人懇談	○PTA役員 ○全児童 ○保護者	○教頭 ○学級担任 ○学級担任
8月	○いじめ防止についての職員研修	○全教職員	○研修主任・生徒指導主任
9月	○PTA運営委員会	○PTA役員	○教頭
10月	○生徒指導職員会議 ・児童理解及び情報交換 ○いじめの実態把握アンケート ○チャレンジ習慣（児童の生活調査）	○全教職員 ○全児童 ○全児童	○生徒指導主任 ○学級担任 ○教務主任
11月	○学校運営協議会 ○人権集会	○学校運営協議会運営委員 ○全児童	○教頭 ○人権教育主事・担任
12月	○オープンスクール（人権講演会）	○保護者	○人権教育主事
1月	○学習発表会	○保護者・地域の方々	○全教職員
2月	○生徒指導職員会議 ・児童理解及び情報交換 ○いじめの実態把握アンケート	○全教職員 ○全児童	○生徒指導主任 ○学級担任
3月	○6年生を送る会 ○チャレンジ習慣（児童の生活調査）	○全児童 ○全児童	○学級担任 ○教務主任

1 1 半田っ子いじめ防止委員会について

半田っ子いじめ防止子ども委員会

委員会目標	
いじめを防ぐために、児童一人ひとりの創意を生かした本気の子ども主体による活動を行う。	
児童の姿	教職員の姿
<ul style="list-style-type: none"> 誰もが笑顔で安心して生活できる学校にするために自分たちから行動を起こす。 発達段階ごとに、いじめの問題を自分のこととして考え、よりよい学校づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安心安全を確保する。 主体的に取り組む児童と共に、教職員自身も活動に参加する。 学校内外で活動する児童の姿を保護者や地域へ発信する。

1, 委員会組織図



2, 活動計画

月	活動内容	担当	活動意義
4月	・スローガン, ゆるキャラづくり	代・各	自分たちで取り組もうという意欲をもつ
5月	・笑顔を広げるあいさつ運動	代	あいさつから良好な人間関係を構築する
6月	・いじめ防止啓発ポスターの作成	代	児童自身がポスターで校内を啓発する
7月	・半田っ子 Wa っか集会	全	各学年の取り組みを発表する
9月	・幼小中連合運動会	全	共通の目標をもち, 強い絆をつくる
10月	・スマホ等のルールづくり	代・各	学年ごとに正しいルールをつくる
11月	・ふるさとたんけんウォークラリー	全	保護者・地域の方とのつながりをもつ
12月	・半田っ子 Wa っか集会	全	各学年の取り組みを発表する
1月	・なかよしの誓いづくり (新年の抱負)	全	いじめ防止の新たな決意をもつ
2月	・半田っ子 Wa っか新聞	代	今までの取り組みを広報する
3月	・1年間の反省 ・次年度の計画	代	次年度への更なる意欲をもつ

担当・・・(全) 全員 (代) 半田っ子いじめ防止委員会代表 (各) 各学年